

館林市立第六小学校いじめ防止基本方針

令和6年4月改訂

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法・第2条」より）

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものである。

そこで、本校では全ての職員が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る。」「いじめられている児童の立場に立ち、絶対に守り通す。」「いじめられる児童に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。」という基本認識に立っていじめ防止に取り組むこととする。そこで、「心ゆたかで かしこく たくましい子ども」という本校の学校教育目標を実現するために「いじめ防止基本方針」を策定した。

本校では、いじめ防止のために、次の3つを重点項目として、具体的な取組を実践していく。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) いじめの未然防止(2) いじめの早期発見と組織的対応、そして解消(3) 校内組織の充実と家庭・地域の支援、関係機関との連携 |
|---|

2 重点項目への具体的な手立て

(1) いじめの未然防止

（居場所のある学級づくりと児童の主体的ないじめ防止活動）

- ①児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。（集団が個を大切に、個が集団を大切に、担任との信頼関係の構築）
- ②教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、達成感・成就感が味わえるような場面設定の工夫をする。そして、多くの児童の自己有用感や自尊感情を育むことができるように努める。
- ③学校として配慮が必要な児童については、職員会議や生徒指導部会、教育相談部会で情報を共有し、児童の特性や背景を踏まえ、職員が同一步調で適正な支援を行う。（一人で抱え込まずに職員間で共通理解）
- ④児童がいじめの定義をきちんと理解し、「いじめのない学級（学校）をつくる」「いじめは絶対に許されないことである」「いじめは卑怯な行為である」という認識をもてるように、教育活動全体を通して繰り返し指導をする。また、学級会などでも「いじめ問題」について取り上げ、児童自身が考えをもち、議論できる機会を設ける。
- ⑤担任と養護教諭、スクールカウンセラー、保護者と連携し、教育相談体制を充実させ、児童理解に努める。
- ⑥人の心の優しさや、思いやりのある行為を実感できるような生活体験を増やし、相互交流の工夫によりコミュニケーション力を育成する。
 - 縦割り活動での異学年交流の充実
 - 幼稚園・保育園の年長児と児童との関わりの充実（幼・保・小の連携）
 - 年間を通してのあいさつ運動の充実（学級内外で行うあいさつ運動等）
 - 学級活動の工夫（付箋紙を活用したその人のいいところ探しなど）

(2) いじめの早期発見と解消

<早期発見>

- ①「学校生活に関するアンケート」を毎月行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめの早期発見に努める。また、年に一度はアンケート用紙を家庭に持ち帰り、保護者と一緒に学校生活を振り返ることで、どんなに小さなことでも報告できる機会を設ける。
- ②気になる児童の様子を職員会議後や学年会、生徒指導部会等の場において情報交換し合い、担任以外の教職員も当該児童を見守れるようにする。
- ③いじめの早期発見ができるように、積極的に児童や保護者、地域の方々との情報交換をし、情報を共有する。

<解消>

- ①教職員が、いじめ問題を発見したときには、「学校いじめ対策組織」に速やかに報告をする。重大事項と思われる案件については、臨時職員会議を開いて対応を協議し、的確な役割分担をして、いじめ問題の解決にあたる。
- ②情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で家庭と連携し、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたるとともに、傍観者の立場にいる児童たちにも適切な指導をする。また、いじめの加害及び被害児童の保護者にも報告と適切な指導支援を行う。
- ③解消が困難な事案や重大事態が発生した場合には、学校内だけでなく関係機関と連携して解決にあたる。特に、法を犯す事案に対しては、警察と連携を図っていく。
- ④いじめ被害児童には、担任とスクールカウンセラーや養護教諭が連携を図り、心のケアに努める。
- ⑤いじめが解消している状態とは、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間（3か月を目安）継続していることと、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることである。その際、被害者本人及び保護者には面談等により確認をしていく。(3ヶ月後も継続していれば解消とはならない。)

(3) 校内組織の充実と家庭・地域の支援、関係機関との連携

- ①学校内の組織を整え、確実に機能させる。
 - 「学校いじめ対策組織」の設営（運営委員会の構成員・生徒指導主任・教育相談主任・養護教諭・SC）
 - 「生徒指導部会」の開催
 - 随時生徒指導部会を開催し、校内のいじめ対策問題の進捗状況の確認や生活アンケートの結果についての情報交換等、校内の諸問題への対応を話し合う。
 - また、月1回行われる職員会議の際に、気になる児童について情報交換を行い、共通理解を図る。さらに、全職員が共有しておいた方がいいと思われる事案については、共有フォルダを活用して周知徹底を図る。
- ②生徒指導主任を中心に、迅速で組織的な対応ができるよう、いじめ問題対応マニュアルを作成し、共通理解を図る。
- ③学校便りやホームページ、学年通信などを活用して、いじめ防止についての学校での取組を紹介したり、家庭や地域へ協力を依頼したりする。
- ④関係機関との連携により、未然防止や問題発生時には迅速な解消を図る。
いじめの内容に応じて、館林市教育委員会や東部児童相談所、警察等との連携を図り、迅速な解消を図る。